

アシスト

発行: JP-MIRAI(責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム)相談窓口「アシスト」
電話 : 050-3196-5169



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

H P : <https://jp-mirai.org/jp/>

今月のキーワード

令和4年度「総合的対応策」のポイント

政府は、6月14日、外国人の受入れ・共生のため令和4年度の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定しました。そこで、「総合的対応策とは何か?」「令和4年度のポイントは何か?」などについて見ていきましょう。

■ 「総合的対応策」とは

総合的対応策がはじめてつくられたのは2018年12月25日です。その月の8日には、平成30年入管法改正法案が国会で成立し、特定技能制度が創設されました。外国人の受入れ拡大に、日本の社会がどう対応していくかが課題になりました。

そこで、「総合的対応策」を作り、外国人が暮らしやすい地域社会づくりのために必要な医療、保健、教育から住宅や通信サービスまで126項目の施策を整理し、関係閣僚会議で決定して、政府全体として取り組んでいくこととされました。

その後、4回にわたって、内容の見直し・拡充が行われ、今回の「総合的対応策」は5回目となります。

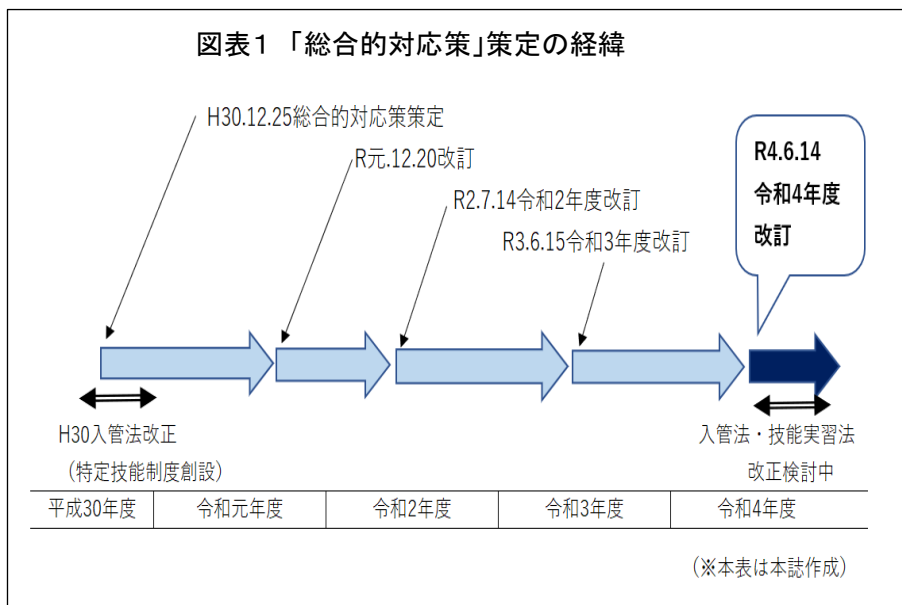
■ 今年度からロードマップも策定

従来は単年度の「総合的対応策」だけでしたが、中期的観点から一層しっかり取り組む必要があるということで、今回からは「総合的対応策」と併せて、「ロードマップ」(5年間の中期計画とその工程表)も一緒に決定されました。

■ 今回の総合的対応策のポイント

新たに取り組む施策として、公表時の法務大臣のコメントで①生活オリエンテーション、②外国人総合支援コーディネーター、③マイナンバー制度活用があげられるとともに、新たな章立てに情報発信が加えられました。これらは、外国人の「暮らしにくさ」の原因となっている「生活知識・制度の不足」「日本語能力の不十分さ」の問題を断ち切っていくために必要となる取組と考えられます。

図表1 「総合的対応策」策定の経緯



今回の「総合的対応策」の概要をまとめてみると図表2のとおりです。(下線は新規事項)

図表2 令和4年度総合的対応策の概要

<p>1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組 ア) 日本語教育の充実 イ) <u>生活オリエンテーションの環境整備</u> ウ) 日本語学習教材開発 等</p>
<p>2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化 ア) 「<u>生活・就労ガイドブック</u>」等の整備 イ) <u>マイナポータル等を活用した情報発信</u> ウ) 一元的相談窓口の設置促進 エ) FRESCによる支援 等</p>
<p>3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 ア) <u>地域子育て支援拠点整備</u> イ) 子どもの就学状況の把握、<u>キャリア形成支援</u> ウ) 職業相談、留学生支援 エ) <u>高度外国人地域コンソーシアム形成</u> オ) 年金制度の周知 等</p>
<p>4 外国人材の円滑かつ適正な受入れ ア) 特定技能のマッチング支援 イ) 特定技能の受入れ分野検討、2号の対象分野や <u>受入見込数見直し、技能実習制度の在り方検討</u> ウ) 悪質な仲介事業者等の排除 等</p>
<p>5 共生社会の基盤整備に向けた取組 ア) <u>啓発月間(仮称)や白書</u> イ) <u>在留支援の専門性の高い職員(受入環境調整担当官)育成</u> ウ) 民間によるアウトリーチ支援の支援 エ) <u>外国人支援人材(外国人総合支援コーディネーター(仮称))の育成</u> オ) 在留管理基盤強化 カ) 留学生の在籍管理の徹底 キ) 技能実習制度のさらなる適正化 ク) 不法滞在者等への対策強化 等</p>

(※本表は本誌作成)

■ 特定技能や技能実習の見直しについても記述

特定技能制度については、前回の総合的対応策でも「受入れ分野」や「2号の対象分野」について検討することが触れられていましたが、今回の総合的対応策では、「受入れ見込み数の見直し」が加えられるとともに、「技能実習制度の見直し」が明記され、これらについて法改正を含めた検討を進めることが明らかにされています。

出入国在留管理庁 HP: https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html

今月の最前線
 茨城 NPO センター・コモンズに
 外国籍住民支援の取組を聞きました

令和4年度の「総合的対応策」では生活オリエンテーションや総合支援コーディネーター、外国人への情報発信の重要性が指摘されましたが、すでにそれを実践している団体があります。茨城 NPO センター・コモンズです。

また、コモンズは、外国人の生活全般の支援をしています。その支援の対象は、生活、福祉、医療、仕事、住まいと多面的です。

「生活していたら、誰にも困りごとがある。外国籍住民の困りごとを解消したい」・・・今回は、そんな観点で取り組んでいるコモンズにインタビューし、その活動を紹介していただきました。

Q 「コモンズ」について教えてください。

私たちは、茨城県水戸市と常総市に拠点を構える認定 NPO 法人で、ひきこもりがちな若者、外国人、被災者、高齢者、障がい者への支援を行っています。また、暮らしやすい街づくりが大切です。このため、自ら「グローバルセンター」(多文化保育や外国人のキャリア支援など)や「ジョブセンター」(ひきこもりがちな人の就業体験など)のモデル事業・拠点を開発し、支援の担い手の育成に取り組むとともに、地域を構成する多様な機関とのネットワーク、将来担い手となってくれる NPO や当事者組織の育成も行っています。

茨城 NPO センター・コモンズ

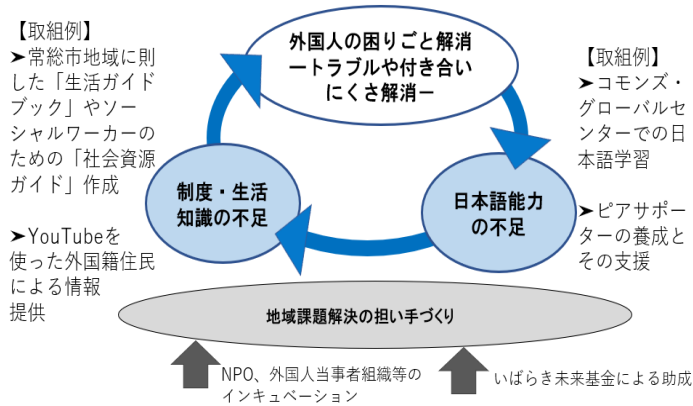
【本部所在地】 茨城県水戸市大工町 1-2-3 トモス
 みとビル 4 階 みとしんビジネスセンター C-1

【電話】 029-300-4321

Q 外国人の方への支援について教えてください。

A 外国人の困りごとは、トラブルや付き合いにくさから、「地域社会で孤立すること」です。では、なぜそのようなことが起きるのでしょうか？

図表3 コモンズの外国人支援事業



その原因は、第1に「生活者としての日本語の不足」、第2に「制度・生活知識の不足」があるからではないでしょうか。

コモンズでは、図表3のように、困りごとの背景にある課題に対処しながら対応しています。

(1)日本語能力の不足への対応

まず、グローバルセンターによる日本語学習、通訳派遣等を行っています。

また、外国人ピアサポーター事業も行っています。これは日本語が堪能な外国籍住民が、社会保障や教育をはじめ生活に直結する制度を学び、母国語

で仲間に伝えるというしくみです。ピアサポーターの養成により、外国籍住民の困りごとに母国語で対応できます。

(2)制度・生活知識の不足への対応

コモンズでは、継続的に、「生活ガイドブック」を作ってきました。常総市の実態に則して、経済的支援をはじめ、教育、医療・福祉等で活用できる制度・生活知識をまとめたものです。また、支援者であるソーシャルワーカーの立場からまとめた「社会資源ガイド」も支援にはなくてはならないものになっています。

こうした社会生活に不可欠な情報は作ることも大切ですが、これを情報弱者である外国人に伝えていくことが重要です。そこで、情報を的確に伝えるためピアサポーターを活用するとともに、外国人雇用事業所などと連携した生活ガイダンスの実施にも取り組んでいます。

また、令和3年6月からは、ピアサポーター等が外国語で、生活に関わる情報を発信する動画を作成し、YouTubeで公開しています。

■これからの外国人支援の課題

NPO 法人コモンズ代表 横田能洋

2009年のリーマンショック時は日系ブラジル人の大人の再就職のための日本語学習や子どもの就学支援が課題でしたが、今は対象となる人の国籍も課題も多様化しています。中学や高校に入れても、学力不足や経済的困難に直面している生徒がいます。日本育ちの外国ルーツの人材を育てるには専門学校等の学費を支援する仕組みが必要です。

近年外国籍の方は戸建てを買う人が増えましたが甘い返済計画と知識不足からローンをめぐる問題が増えています。親が病気やケガで働けなくなり子がヤングケアラーになっているケースも多いです。

福祉が届きにくい世帯が孤立しないように、多職種連携で多文化ソーシャルワークを行う仕組みを地域で作る必要があります。

企業の皆さんと従業員向けに家の購入や保険加入に関する研修も行いたいです。当会のシェアハウスには家を追われた人の相談が多いです。空き施設を活用し居住と就労と生活の支援を一体的に行えるようにしたいと思います。

